

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和8年2月19日(木) 午前10時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

- 第1 議案第3号 墨田区学校運営協議会規則の一部改正について
- 第2 議案第4号 行政財産(柳島幼稚園)の用途変更について
- 第3 議案第5号 教育財産の取得の申出について
- 第4 議案第6号 令和7年度墨田区教育委員会表彰の表彰状及び楯の授与について
- 第5 議案第7号 令和7年度墨田区中学生体育奨励賞の表彰状及びメダルの授与について
- 第6 議案第8号 墨田区登録有形文化財の登録を解除することについて
- 第7 議案第9号 有形文化財を墨田区登録有形文化財に登録することについて

報告事項

- 第1 教育課題の進捗状況について(資料1)
- 第2 令和8年度区立小学校及び中学校の学校給食費について(資料2)
- 第3 区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖(臨時休業)について(資料3)

議案第3号

墨田区学校運営協議会規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和8年2月19日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、学校運営協議会の承認を得ることとされている学校運営に関する基本的な方針に、当該学校における業務量管理・健康確保措置の実施に係る事項を加えるとともに、オンライン会議に係る区の方針の変更に伴い、所要の改正をする必要がある。

墨田区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

墨田区学校運営協議会規則（令和５年墨田区教育委員会規則第６号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（設置） 第３条 〔略〕 ２ 〔略〕 ３ 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、保護者及び地域住民等の意見を<u>聴く</u>ものとする。 （学校運営に関する基本的な方針の承認） 第４条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。 （１）教育課程の編成に関すること。 （２）<u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和４６年法律第７７号）第７条第１項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u> （３）学校経営計画に関すること。 （４）組織編成に関すること。 （５）学校配当予算の編成及び執行に関すること。 （６）学校施設等の管理及び整備に関すること。 ２ <u>対象学校の校長及び協議会は、前項に規定する事項について承認が得られない場合は、議論を尽くして、成案を得るように相互に努めるものとする。</u> ３ 〔略〕 ４ <u>教育委員会は、前項の状況が継続する場合には、第１９条の規定に基づき協議会の運営を一時的に停止させ、運営の改善に向けた指導を行う等の措置を講ずるものとする。</u> ５ 第１項に規定する事項について、協議会に承認を求める時期は、別表のとおりとす	〔同左〕 第３条 〔略〕 ２ 〔略〕 ３ 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、保護者（<u>対象学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者をいう。以下同じ。）</u>）及び地域住民等（<u>対象学校の所在する地域の住民等をいう。以下同じ。）</u>）の意見を<u>聞く</u>ものとする。 〔同左〕 第４条 〔同左〕 （１）〔同左〕 〔新設〕 （２）〔同左〕 （３）〔同左〕 （４）〔同左〕 （５）〔同左〕 ２ 前項に規定する事項について、<u>承認が得られなかった場合は、議論を尽くして、成案を得るように努めること。</u> ３ 〔略〕 ４ 前項の状況が継続する場合には、第１９条の規定に基づき、<u>教育委員会は協議会の運営を一時的に停止させ、運営の改善に向けた指導を行う等の措置を講じる。</u> ５ 第１項に規定する事項について、協議会に承認を求める時期は、別表のとおりとす

る。<u>ただし、特段の事情等がある場合はこの限りでない。</u>	
(学校運営等に関する意見の<u>申出</u>)	6 <u>前項の規定は、特段の事情等がある場合にはこの限りではない。</u> (学校運営等に関する意見の<u>申し出</u>)
第5条 協議会は、第2条に規定する協議会の設置の趣旨を踏まえ、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べることができる。	第5条 協議会は、第2条に規定する協議会の設置の趣旨を踏まえ、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べるができる。
2 協議会は、対象学校の教職員の任用に関する意見(運営改善に資する建設的な意見に限る。)を教育委員会に述べ、又は教育委員会を経由して東京都教育委員会に述べることができる。ただし、個人を特定しての意見を述べることはできない。	2 〔同左〕
3 〔略〕 (組織)	3 〔略〕 〔同左〕
第8条 協議会は、<u>次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する委員15人以内をもって構成する。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、18人以内の必要な人数とすることができる。</u>	第8条 協議会は、<u>会長、副会長及び委員</u>をもって構成する。
(1) <u>保護者</u> (2) <u>地域住民等</u> (3) <u>対象学校の運営に資する活動を行う者</u> (4) <u>対象学校の校長</u> (5) <u>対象学校の教職員</u> (6) <u>学識経験者</u> (7) <u>前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者</u>	〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕
2 <u>教育委員会は、前項に規定する任命に当たり、同項第1号から第4号までに掲げる者を少なくとも1人ずつ任命しなければならない。</u>	〔新設〕
3 <u>対象学校の校長は、第1項に規定する任命について、協議会の委員(以下「協議会委員」という。)として適当と認める者を教育委員会に推薦することができる。</u>	〔新設〕
4 <u>協議会に会長及び副会長を各1名置く。ただし、必要がある場合は、副会長を2名置くことができる。</u>	〔新設〕
5 会長は、<u>協議会委員</u>の互選により選任し、	2 会長は、<u>委員</u>の互選により選任する。副

副会長は会長が指名する。ただし、対象学校の校長は、会長又は副会長に選任されることができない。

6 協議会委員の辞職等により、第2項の規定を満たさなくなった場合は、教育委員会は速やかに新たな協議会委員を任命するものとする。

7 協議会委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に定める特別職の非常勤の職員とする。

（任期）

第9条 〔略〕

2 前条第6項により任命された協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第10条 〔略〕

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が2名以上であるときの会長の職務を代理する者の順序は、会長があらかじめ指定する順序によるものとする。

会長は会長が指名する。ただし、対象学校の校長は、会長又は副会長に選任されることができない。

3 協議会の委員（以下「協議会委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民等

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

4 協議会委員は、15人以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、18人以内において、必要な数とする。

5 教育委員会は、第3項第1号から第4号までに掲げる者を少なくとも1人ずつ協議会委員として任命しなければならない。

6 対象学校の校長は、第3項の協議会委員の任命について、協議会委員として適当と認める者を教育委員会に推薦することができる。

7 協議会委員の辞職等により、第5項の規定を満たさなくなった場合は、教育委員会は速やかに新たな協議会委員を任命するものとする。

8 〔同左〕

〔同左〕

第9条 〔略〕

2 前条第7項により任命された協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

〔同左〕

第10条 〔略〕

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会長は、協議会委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。 4 協議会の議事は、出席した協議会委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。 5 議決事項について利害関係を有する協議会委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。 6 <u>会長は、必要があると認めるときは、協議会委員以外の者に対し、出席を求め、又は他の方法により、その意見を聴くことができる。</u> 7 〔略〕 (守秘義務等) 第11条 協議会委員は、<u>次の各号に例示する職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u> (1) <u>個人情報に係る事項</u> (2) <u>教職員の任用に係る事項</u> (3) <u>非公開とした会議に係る事項</u> (4) <u>会議資料等で部外秘とされている事項</u> 2 <u>前項各号に掲げた事項以外の事項について、職務上知り得た秘密に該当するか否かは、個別の事象に応じて判断するものとする。</u> 3 <u>第1項のほか、協議会委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</u> (1)～(3) 〔略〕 (解任) 第13条 教育委員会は、<u>協議会委員本人から辞任の申出</u>があったとき、<u>又は次の各号</u>	3 <u>会長は、必要があると認めるときは、協議会委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。</u> 4 〔同左〕 5 〔同左〕 6 〔同左〕 〔新設〕 7 〔略〕 〔同左〕 第11条 協議会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 〔新設〕 2 <u>前項のほか、協議会委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</u> (1)～(3) 〔略〕 3 <u>第1項に定める職務上知り得た秘密については、以下のとおり例示する。</u> (1) <u>個人情報に係る事項</u> (2) <u>教職員の任用に係る事項</u> (3) <u>非公開とした会議に係る事項</u> (4) <u>会議資料等で部外秘とされている事項</u> 4 <u>前項に挙げた例に限らず、職務上知り得た秘密に該当するか否かは、個別の事象に応じて判断するものとする。</u> 〔同左〕 第13条 教育委員会は、本人から辞任の<u>申し出</u>があったとき<u>のほか、次の各号のいず</u>
--	---

のいずれかに該当すると認められるときは、協議会委員を解任することができる。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があるとき。 2 対象学校の校長は、<u>前項の申出があったとき、又は協議会委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</u> 3 教育委員会は、<u>第1項の規定により協議会委員を解任するときは、その理由を示して書面により行うものとする。</u> (会議の公開) 第15条 協議会の会議は、次に掲げる事項について審議する場合を除き、公開する。 (1) 〔略〕 (2) 前号の事項のほか、個人情報等を扱う等特別の事情により、<u>公開することが適当でないとき会長が認める事項</u> 2 〔略〕 3 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。 (1) 議場における発言に対し批評を加え、又は可否を<u>表明しないこと。</u> (2) <u>騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。</u> (3) 写真、映像等を撮影し、又は録音等を<u>しないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りでない。</u> (4) 携帯電話、<u>パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。</u> (5) 前各号に<u>掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</u> 4 会長は、会議の途中で第1項各号に規定する事項について審議する<u>とき、又は前項の規定に違反する行為があったと認めるときは、傍聴人を退場させることができる。</u> (会議の開催) 第16条 会議は、原則年3回開催するものとする。<u>ただし、特段の事情等がある場合はこの限りでない。</u>	れかに該当すると認められるときは、協議会委員を解任することができる。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由がある<u>と認められるとき。</u> 2 対象学校の校長は、<u>本人から辞任の申し出があったとき又は協議会委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</u> 3 教育委員会は、協議会委員を解任する<u>場合には、その理由を示さなければならない。</u> 〔同左〕 第15条 〔同左〕 (1) 〔略〕 (2) 前号に掲げる事項のほか、個人情報等を扱う等特別の事情により、<u>会長が適当でないとき認める事項</u> 2 〔略〕 3 〔同左〕 (1) 議場における発言に対し批評を加え、又は可否を<u>表してはならない。</u> (2) <u>騒ぎたて、議事を妨害してはならない。</u> (3) 写真、映像等を撮影し、又は録音等を<u>してはならない。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。</u> (4) 携帯電話<u>及びパソコン等の情報通信機器の電源を切らなければならない。</u> (5) 前各号に<u>定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。</u> 4 会長は、会議の途中で第1項各号に規定する事項について審議する<u>場合又は前項に規定する行為があったと認める場合は、傍聴人を退場させることができる。</u> 〔同左〕 16条 会議は、原則年3回開催するものとする。 2 前項の規定は、特段の事情等がある場合
--	---

(書面による審議) 第17条 会長は、やむを得ない事由がある と認める場合において、会議を開会する場 所へ協議会委員を招集することが困難であ ると認めるときは、書面（当該書面に記載 すべき事項を記録した電磁的記録を含む。 以下同じ。）による審議（以下「書面審 議」という。）により会議を開催し、又は <u>書面審議</u>の方法により一部の協議会委員を 会議に参加させることができる。 2 書面審議における第10条第4項及び第 5項の規定の適用については、議案に対す る賛否を記した書面を提出した者を会議に 出席したものとみなす。 3 〔略〕 別表 <table><tr><th>承認事項</th><th>承認を求める 時期</th></tr><tr><td>教育課程の編成に関すること。</td><td>2～3月頃</td></tr><tr><td><u>公立の義務教育諸学校等の教育職 員の給与等に関する特別措置法第 7条第1項に規定する業務量管理・ 健康確保措置の実施に関すること。</u></td><td><u>任意の時期</u></td></tr><tr><td>学校経営計画に関すること。</td><td>6月頃</td></tr><tr><td>組織編成に関すること。</td><td>2～3月頃</td></tr><tr><td>学校配当予算の編成及び執行に関 すること。</td><td>6月頃</td></tr><tr><td>学校施設等の管理及び整備に関す ること。</td><td>任意の時期</td></tr></table>	承認事項	承認を求める 時期	教育課程の編成に関すること。	2～3月頃	<u>公立の義務教育諸学校等の教育職 員の給与等に関する特別措置法第 7条第1項に規定する業務量管理・ 健康確保措置の実施に関すること。</u>	<u>任意の時期</u>	学校経営計画に関すること。	6月頃	組織編成に関すること。	2～3月頃	学校配当予算の編成及び執行に関 すること。	6月頃	学校施設等の管理及び整備に関す ること。	任意の時期	<u>にはこの限りではない。</u> (書面及びオンラインによる審議) 第17条 会長は、やむを得ない事由である と認める場合において、会議を開会する場 所へ協議会委員を招集することが困難であ ると認めるときは、書面（当該書面に記載 すべき事項を記録した電磁的記録を含む。 以下同じ。）による審議（以下「書面審 議」という。）<u>及び映像と音声の送受信に より相手の状態を相互に認識しながら通話 をすることができる方法による審議（以下 「オンライン審議」という。）</u>により会議 を開催し、又は<u>当該審議</u>の方法により一部 の協議会委員を会議に参加させることがで きる。 2 書面審議<u>及びオンライン審議</u>における第 10条第4項及び第5項の規定の適用につ いては、<u>書面審議にあつては</u>議案に対する 賛否を記した書面を提出した者を、<u>オンラ イン審議にあつては当該方法により参加し た者を、それぞれ</u>会議に出席したものとみ なす。 3 〔略〕 別表 <table><tr><th>承認事項</th><th>承認を求める 時期</th></tr><tr><td>教育課程の編成に関すること</td><td>〔同左〕</td></tr><tr><td colspan="2">〔新設〕</td></tr><tr><td>学校経営計画に関すること</td><td>〔同左〕</td></tr><tr><td>組織編成に関すること</td><td>〔同左〕</td></tr><tr><td>学校配当予算の編成及び執行に関 すること</td><td>〔同左〕</td></tr><tr><td>学校施設等の管理及び整備に関す ること</td><td>〔同左〕</td></tr></table>	承認事項	承認を求める 時期	教育課程の編成に関すること	〔同左〕	〔新設〕		学校経営計画に関すること	〔同左〕	組織編成に関すること	〔同左〕	学校配当予算の編成及び執行に関 すること	〔同左〕	学校施設等の管理及び整備に関す ること	〔同左〕
承認事項	承認を求める 時期																												
教育課程の編成に関すること。	2～3月頃																												
<u>公立の義務教育諸学校等の教育職 員の給与等に関する特別措置法第 7条第1項に規定する業務量管理・ 健康確保措置の実施に関すること。</u>	<u>任意の時期</u>																												
学校経営計画に関すること。	6月頃																												
組織編成に関すること。	2～3月頃																												
学校配当予算の編成及び執行に関 すること。	6月頃																												
学校施設等の管理及び整備に関す ること。	任意の時期																												
承認事項	承認を求める 時期																												
教育課程の編成に関すること	〔同左〕																												
〔新設〕																													
学校経営計画に関すること	〔同左〕																												
組織編成に関すること	〔同左〕																												
学校配当予算の編成及び執行に関 すること	〔同左〕																												
学校施設等の管理及び整備に関す ること	〔同左〕																												

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第4号

行政財産（柳島幼稚園）の用途変更について

上記の議案を提出する。

令和8年2月19日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（提案内容）

別紙のとおり用途変更する。

（提案理由）

令和7年度末で廃止する柳島幼稚園について、廃止後の園舎を柳島小学校の校舎として使用するため、墨田区公有財産管理規則第2条第7号の規定による用途変更を行う必要がある。

行政財産（柳島幼稚園）の用途変更について

1 変更理由

柳島幼稚園は、令和8年3月31日をもって閉園する。閉園後の園舎を同一建物内に併設されている柳島小学校の校舎として活用するため、用途変更を行う。

2 用途変更をする財産の表示

(1) 変更前

名称	種類	所在	種目・構造	数量	用途	所管
柳島幼稚園 園舎	建物	墨田区横川五丁目 2番30号	事務所建 (鉄筋コンクリート造 5階建1階部分)	443.50 ㎡	学校 (幼稚園)	教育委員会 (庶務課)

(2) 変更後

名称	種類	所在	種目・構造	数量	用途	所管
柳島小学校 校舎・体育館 ・プール施設	建物	墨田区横川五丁目 2番30号	事務所建 (鉄筋コンクリート造 5階建1階部分)	443.50 ㎡	学校 (小学校)	教育委員会 (庶務課)

※ 変更後の柳島小学校校舎・体育館・プール施設の全体数量は6,852.62㎡となる。

3 経緯・計画

昭和46年 4月 開園（柳島小学校旧校舎に併設）
 昭和56年12月 現園舎竣工（柳島小学校現校舎に併設）
 令和 8年 3月 閉園
 令和 8年 4月以降 改修設計及び改修工事

4 用途変更日

令和8年4月1日

5 関係図面

別紙のとおり

7 墨企フ財第 7 4 8 号
令和 8 年 1 月 2 2 日

墨田区教育委員会 様

ファシリティマネジメント担当部長
江波戸 史恭
(公印省略)

墨田区公有財産管理運用委員会の答申について (同意)

令和 7 年 1 2 月 1 9 日付け 7 墨教庶第 2 0 2 1 号により協議があった行政財産の用途変更については、墨田区公有財産管理運用委員会へ諮問し、下記のとおり答申があったので同意する。

記

- 1 諮問内容
議案第 7 号 行政財産の用途変更について (柳島幼稚園)
- 2 答申内容
議案第 7 号は、原案のとおり可決された。

【担当】

企画経営室ファシリティマネジメント担当
財産管理課 立野 (内線 3 7 5 5)

墨田区公有財産管理運用委員会 議案

議案第7号 行政財産の用途変更について（柳島幼稚園）

1 提案理由

柳島幼稚園は、令和8年3月31日をもって閉園するため、閉園後の園舎を同一建物内に併設されている柳島小学校の校舎として活用する予定である。

ついては、当該財産の用途変更を行う必要があるため、墨田区公有財産管理規則第40条第4号の規定に基づき本会の議に付するものである。

2 財産の表示

(1) 変更前

名称	種類	所在	種目・構造	数量	用途	所管
柳島幼稚園 園舎	建物	墨田区横川五丁目 2番30号	事務所建 (鉄筋コンクリート造 5階建1階部分)	443.50 ㎡	学校 (幼稚園)	教育委員会 (庶務課)

(2) 変更後

名称	種類	所在	種目・構造	数量	用途	所管
柳島小学校 校舎・体育館 ・プール施設	建物	墨田区横川五丁目 2番30号	事務所建 (鉄筋コンクリート造 5階建1階部分)	443.50 ㎡	学校 (小学校)	教育委員会 (庶務課)

※変更後の柳島小学校校舎・体育館・プール施設の全体数量は6,852.62㎡となる。

3 経緯・計画（予定）

昭和46年 4月	開園（柳島小学校旧校舎に併設）
昭和56年12月	現園舎竣工（柳島小学校現校舎に併設）
令和 8年 3月	閉園（予定）
令和 8年 4月以降	改修工事（令和9年4月からPTA室、令和10年4月から普通教室として使用予定）

4 用途変更日（予定）

令和8年4月1日

5 添付資料

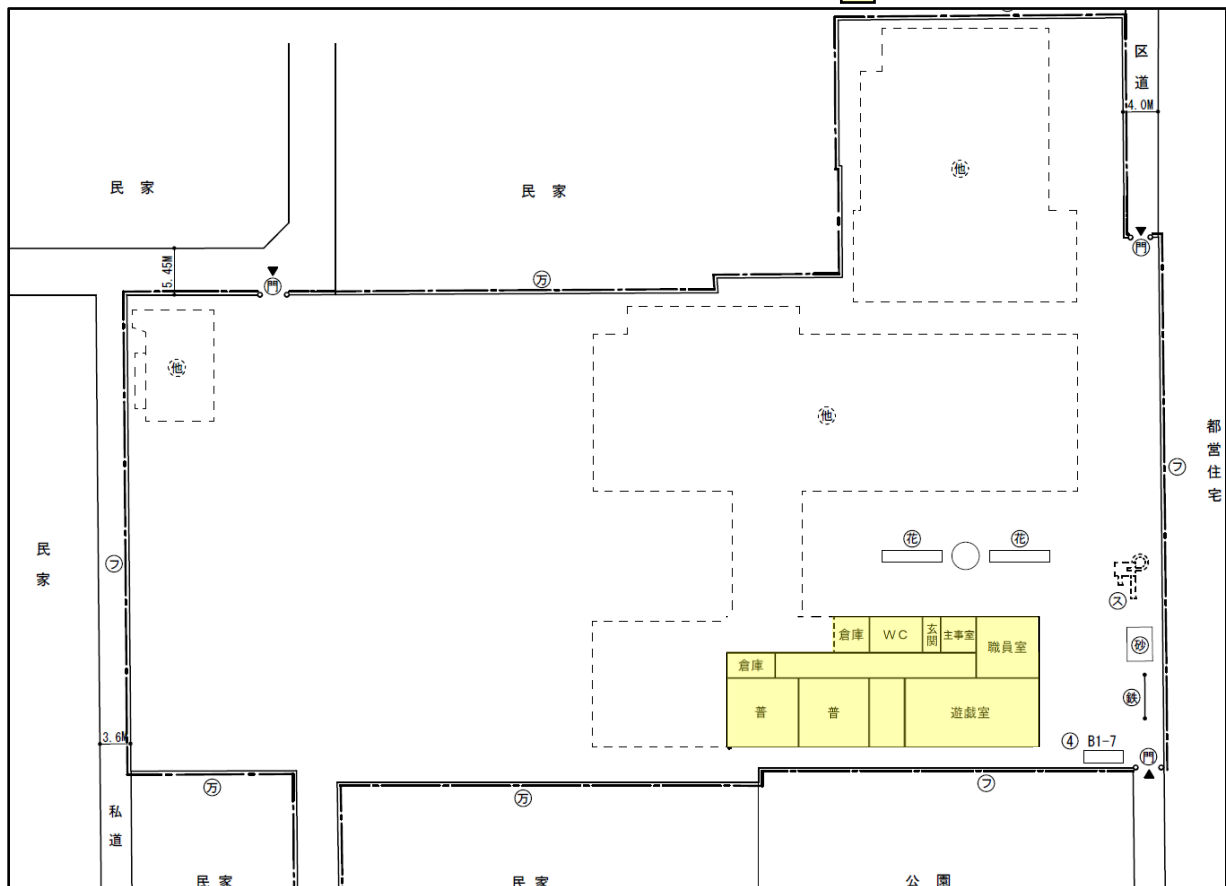
案内図、平面図

案 内 図



建物平面図（1階部分）

■：幼稚園部分



令和7年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題No.	1	事業名	不登校防止対策の充実								主管課	指導室	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
執行 計画	■校内スモールステップルームの運用			■支援員へのヒアリング					■支援員へのヒアリング			■支援員へのヒアリング	→
	■校内別室学級の運用												→
	■巡回教員の活用												→
	■スクールソーシャルワーカーの派遣	■連絡会の実施					■連絡会の実施					■連絡会の実施	→
	■教育支援センター等との連携												→
	■現状の把握・分析												→
進捗													
実績	1 月実績 ■校内スモールステップルームの運用 校内別室指導支援員による利用生徒の支援 ■校内別室学級の運用（設置校：桜堤中学校） 在籍人数合計 30 名（内訳：1 年生 11 名、2 年生 10 名、3 年生 9 名） ■巡回教員の活用（桜堤中学校以外の中学校 9 校） ・巡回校 9 校の巡回支援 ■スクールソーシャルワーカーの派遣 ・学校訪問及びケース対応 ■教育支援センター等との連携 ・教育支援センターとの連絡会 1 月 29 日 ・すみだバーチャルサポートルームの運用 ■現状の把握・分析 毎月の学校からの報告を基に現状を把握・分析 進捗：○												

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

令和7年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題No.	2	事業名	「墨田区学力向上新3か年計画（第3次）」の推進及び第4次計画の策定							主管課	すみだ教育研究所	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
執行 計画	「墨田区学力向上新3か年計画（第3次）」の推進											
	■全国学力・学習状況調査 ■墨田区学習状況調査 ■教育長から児童・生徒へのメッセージ発出 ■学習ふりかえり期間 ■すみだスクールサポートティーチャーの派遣			■指導のポイント集作成 ■教育長から児童・生徒へのメッセージ発出	■教育委員会報告・検討（墨田区学習状況調査結果）	■議会報告（墨田区学習状況調査結果） ■学力向上ヒアリング ■指導のポイント集配信 ■学習ふりかえり期間	■学習状況調査結果公表 ■学力向上推進会議 ■教育長から児童・生徒及び教職員へのメッセージ発出 ■学習意欲に関する共同研究事業			■教育長から児童・生徒及び教員へのメッセージ発出 ■学力向上マネジメント推進校学習状況調査 ■学習ふりかえり期間		
進捗	「墨田区学力向上新3か年計画（第4次）」の策定											
	■計画策定検討会（第1回）		■計画推進事業調査	■計画策定検討会（第2回）		■計画策定検討会（第3回）	■教育委員会報告・検討（素案）		■議会報告（素案）	■教育委員会報告・検討（最終案）		■議会報告（最終案）
実績	1月実績 ■「墨田区学力向上新3か年計画（第3次）」の推進 - すみだ教育研究所ニュースの発行 - すみだスクールサポートティーチャー（SST）の登録、派遣 - 教育長から児童・生徒及び教員へのメッセージ発出 - 学力向上マネジメント推進校学習状況調査の実施 - 学習ふりかえり期間の実施 ■「墨田区学力向上新3か年計画（第4次）」の策定 - 計画策定作業 進捗：○											

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

令和8年度区立小学校及び中学校の学校給食費について

令和8年度学校給食費については以下のとおりとし、各校長に通知する。

1 令和8年度の学校給食費

区分		R7月額	R8月額	差額	年間回数	1食平均単価	1食徴収額
小学校	低学年	5,376円	5,747円	371円	194回	325.81円	330円
	中学年	5,899円	6,307円	408円	194回	357.56円	360円
	高学年	6,496円	6,944円	448円	194回	393.71円	395円
中学校		6,921円	7,398円	477円	190回	428.30円	430円
夜間学級		7,103円	7,593円	490円	195回	428.30円	430円

※ 1食徴収額は、1日のみの徴収時などの参考金額。

2 給食費の公費負担について

令和8年度についても、給食費は全額公費負担とする。

区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖（臨時休業）について

1. 学級閉鎖措置の状況

【感染症等に伴う学級閉鎖（臨時休業・時間短縮）の状況】

学 校 名	学年・学級	臨時休業の期間	感 染 症 種 別
曳 舟 小 学 校	1年3組	令和8年2月3日(火)から 2月5日(木)まで	インフルエンザ
曳 舟 小 学 校	4年2組	令和8年2月3日(火)から 2月5日(木)まで	新 型 コ ロ ナ
曳 舟 小 学 校	4年3組	令和8年2月3日(火)から 2月5日(木)まで	インフルエンザ
二 葉 小 学 校	2年3組	令和8年2月3日(火)から 2月5日(木)まで	インフルエンザ
二 葉 小 学 校	3年4組	令和8年2月3日(火)から 2月5日(木)まで	インフルエンザ
二 葉 小 学 校	5年3組	令和8年2月3日(火)から 2月5日(木)まで	インフルエンザ
第四吾嬬小学校	1年1組	令和8年2月3日(火)から 2月5日(木)まで	インフルエンザ
第二寺島小学校	1年3組	令和8年2月3日(火)から 2月5日(木)まで	インフルエンザ
第二寺島小学校	2年2組	令和8年2月3日(火)から 2月5日(木)まで	インフルエンザ
業 平 小 学 校	1年1組	令和8年2月3日(火)から 2月5日(木)まで	インフルエンザ
押 上 小 学 校	1年2組	令和8年2月3日(火)から 2月6日(金)まで	インフルエンザ
押 上 小 学 校	1年3組	令和8年2月3日(火)から 2月6日(金)まで	インフルエンザ
二 葉 小 学 校	2年1組	令和8年2月4日(水)から 2月5日(木)まで	インフルエンザ
寺 島 中 学 校	2年1組	令和8年2月4日(水)から 2月5日(木)まで	インフルエンザ
寺 島 中 学 校	2年2組	令和8年2月4日(水)から 2月5日(木)まで	インフルエンザ
錦 糸 小 学 校	2年1組	令和8年2月4日(水)から 2月6日(金)まで	新 型 コ ロ ナ
第三吾嬬小学校	4年2組	令和8年2月4日(水)から 2月6日(金)まで	インフルエンザ
第三吾嬬小学校	4年3組	令和8年2月4日(水)から 2月6日(金)まで	インフルエンザ
第三吾嬬小学校	2年1組	令和8年2月4日(水)から 2月6日(金)まで	インフルエンザ
第四吾嬬小学校	2年1組	令和8年2月5日(木)から 2月6日(金)まで	インフルエンザ
両 国 小 学 校	2年2組	令和8年2月5日(木)から 2月6日(金)まで	インフルエンザ
吾嬬立花中学校	2年2組	令和8年2月6日(金)から 2月6日(金)まで	インフルエンザ
吾嬬立花中学校	3年1組	令和8年2月6日(金)から 2月6日(金)まで	インフルエンザ
第三吾嬬小学校	3年2組	令和8年2月6日(金)から 2月8日(日)まで	インフルエンザ
八 広 小 学 校	1年2組	令和8年2月6日(金)から 2月8日(日)まで	インフルエンザ
八 広 小 学 校	1年3組	令和8年2月6日(金)から 2月8日(日)まで	インフルエンザ
第三寺島小学校	4年2組	令和8年2月6日(金)から 2月8日(日)まで	インフルエンザ
曳 舟 小 学 校	1年2組	令和8年2月7日(土)から 2月9日(月)まで	インフルエンザ

第三吾孺小学校	1年3組	令和8年2月7日(土)から	2月9日(月)まで	インフルエンザ
第三吾孺小学校	4年1組	令和8年2月7日(土)から	2月9日(月)まで	インフルエンザ
第一寺島小学校	4年2組	令和8年2月10日(火)から	2月10日(火)まで	インフルエンザ
押上小学校	3年1組	令和8年2月10日(火)から	2月12日(木)まで	インフルエンザ
第三吾孺小学校	1年2組	令和8年2月10日(火)から	2月12日(木)まで	インフルエンザ
言問小学校	2年1組	令和8年2月10日(火)から	2月12日(木)まで	インフルエンザ
言問小学校	5年1組	令和8年2月10日(火)から	2月12日(木)まで	インフルエンザ
言問小学校	6年1組	令和8年2月10日(火)から	2月12日(木)まで	インフルエンザ
二葉小学校	6年3組	令和8年2月10日(火)から	2月12日(木)まで	インフルエンザ
八広小学校	2年2組	令和8年2月10日(火)から	2月12日(木)まで	インフルエンザ
外手小学校	1学年	令和8年2月12日(木)から	2月13日(金)まで	インフルエンザ
立花吾孺の森小学校	5年1組	令和8年2月12日(木)から	2月13日(金)まで	インフルエンザ
押上小学校	5年1組	令和8年2月13日(金)から	2月13日(金)まで	インフルエンザ

《参考》

学校において予防すべき感染症の拡大防止のための臨時休業（学級閉鎖）期間及びその取り扱い

○臨時休業（学級閉鎖）期間

感染症	欠席率	臨時休業期間	備考
新型コロナウイルス感染症 季節性インフルエンザ 等	20～30%	3日間程度	臨時休業期間は、学校医等に相談の うえ、状況に応じて判断する

※ 臨時休業期間は、学校医に相談のうえ状況に応じて短縮・延長することを可能としている。